

使用許可の条件

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
- 3 使用の権利を他人に譲渡し、又は他人に使用させ、若しくは許可を受けた目的以外に使用しないでください。
- 4 施設、附属設備等は、善良な管理者の注意をもって使用してください。
もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 5 所定の場所以外で火気（喫煙を含む。）を使用しないでください。
- 6 催し物等に係るポスター類の取扱いについては、事前に係員と相談してください。
- 7 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 8 堺市立図書館条例、堺市立図書館管理運営規則、堺市立南図書館ホール管理運営規則等の規定その他係員の指示に違反したときは、許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 9 前各項に定めるもののほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることがあります。